

平成 20 年 12 月 11 日

厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部長 木倉 敬之 様

社団法人 日本作業療法士協会
会 長 杉 原



障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等
並びに指定障害者支援施設等における作業療法士の配置について
(要望)

謹啓 師走の候、貴職におかれましてはますますご発展の段、大慶に存じ上げます。平素は、当協会の活動に対しましてご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことについては、平成 18 年 3 月に当協会の意見を述べさせていただきましたが、障害者自立支援法の見直しの時期に当たり、改めて当協会としての意見を申し述べさせていただきます。

なお、本年度の作業療法士国家試験合格者数は 4,257 名で、現在の有資格者数は 42,354 人となり、平成 24 年には 60,000 人を超えると推計しています。作業療法士が今後 5 年のうちに約 20,000 人増となる背景を踏まえ、「地域生活移行」という国の施策の方向性に対し、当協会は、作業療法が保健・医療・福祉等の領域において、国民の健康な生活に寄与するための協会活動を推進する中期活動計画『作業療法 5 カ年戦略』を策定し、重点的に取り組むべき課題として「地域生活移行支援の推進」をスローガンとして掲げました。

今後、作業療法士が医療領域ばかりでなく保健福祉領域において、身体障害・精神障害・知的障害を持つ方々の地域生活移行支援、自立支援のために、これまで培った知識や技術を生かすことのできる場を拡げていきたいと考えております。下記のことについて、ご検討賜りますよう何とぞよろしくお願い申し上げます。

謹 白

<要望内容>

1. 生活介護について

基本方針には「利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排泄及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない」とあります。それには、利用者の応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るために様々な作業活動を用いる作業療法士の知識・技術が役立つと考えます。また、作業療法士数の増加（平成20年度 作業療法士国家試験合格者数：4,257名）の現況から作業療法士の供給は可能であると考え、生活介護の人員に関する基準のうち、「理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる」という条項を削除していただきたく要望いたします。

加えて、より質の高い生活介護を提供するために二人目の作業療法士又は理学療法士を配置した場合の加算要件を設けていただきたく、併せて要望いたします。

2. 自立訓練について

1) 自立訓練（機能訓練）について

自立訓練（機能訓練）の人員に関する基準には、「理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる」という条項が定められています。しかしながら、その基本方針には「利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない」とあり、そのためには作業療法士が1人以上配置されることが必要不可欠であると考えます。作業療法士数の増加の現況からその供給は十分可能であると考え、ここに作業療法士の1名以上の配置を明示していただきたく要望いたします。併せて、作業療法士1名以上を配置した場合の障害福祉サービス費の増額を要望いたします。

2) 自立訓練（生活訓練）について

自立訓練（生活訓練）の基本方針には、知的障害、精神障害の方が「自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行う

ものでなければならない」とあります。本事業を利用される方は、施設を退所あるいは特別支援学校を卒業された知的障害の方、精神科病院を退院された精神障害の方、さらには事故等による脳外傷で一般病院を退院された高次脳機能障害の方、など多様であると思います。しかしながら、人員に関する基準には、本事業を行う者として「生活支援員」、「地域生活移行支援員」、「サービス管理責任者」が記載されているのみです。この点、多様な障害をもつ方々に適切かつ効果的なサービスを提供するために、それぞれの障害特性と利用者の個別性に対応する知識と技術を有する作業療法士の配置が必要不可欠であると考えます。

作業療法士数の増加の現況からその供給は十分可能であると考え、ここに作業療法士の1名以上の配置を明示していただきたく要望いたします。併せて、作業療法士1名以上を配置した場合の障害福祉サービス費の増額を要望いたします。

3. 児童デイサービスについて

児童デイサービスの基本方針には「障害児が日常生活における基本的動作を習得し、及び集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。」とあります。そのためには作業療法士のこれまで培った知識・技術が役立つと考え、指定児童デイサービス事業所に置くべき従業者に作業療法士を加えていただくよう要望いたします。

なお、1人当たりの利用時間が比較的短い児童デイサービスに常勤で作業療法士を配置することは、当該事業所の経営を圧迫する恐れがあるため、同一法人内等の作業療法士を有効活用できるよう障害福祉サービス費に作業療法士を配置した場合の加算要件を設けることを要望いたします。

4. 就労移行支援について

サービス提供職員の必要な職種として、職業指導員、生活支援員、就労支援員が記されています。しかしながら、作業療法士の教育課程には「職業関連活動」が含まれ、障害を持つ方々の雇用就労、福祉就労および在宅での活動に関わる能力評価や具体的支援を習得していることから、サービス提供職員として作業療法士を明示していただくよう要望いたします。

以上

法人名： 社団法人 日本作業療法士協会

所在地： 東京都台東区寿1丁目5番9号 盛光伸光ビル7階

担当者： 事務局長 荻原 喜茂